

## 災害時における支援活動に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と一般社団法人上田青年会議所（以下「乙」という。）は、上田市内外において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、原則として災害時において、甲の協力要請に基づき乙が地域貢献活動の一環として協力を行う際に被災地の状況を的確かつ迅速に把握し、円滑に総合的な救援活動を行うため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力要請は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に書面により要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難しい場合は、口頭により要請したときに発動するものとし、事後速やかに書面にて通知する。

### （協力範囲）

第3条 乙は前条による甲の要請に基づき、乙の持つ組織力や機動力、会員及び会員の所属する会社等の各法人又は個人が持つ専門技能並びに長野県内外に広がる会員ネットワーク、各種関係団体とのつながり等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる協力を行うものとする。

- （1）支援物資等の調達活動及び受付
- （2）支援物資等の仕分け、輸送及び配給活動
- （3）専門的な知識や技能を活用した総合的な救援活動
- （4）市内外で発生した災害に関する情報収集及び双方向の情報交換
- （5）その他甲乙協議により定めた活動

2 前項に掲げる乙の活動に対し、甲は当該活動に必要な情報の提供、行政機関との調整及び広報等の支援を行うものとする。

### （費用）

第4条 支援物資等の供給に要した費用は、乙の請求により、実費分につき甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第5条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定の普及及び啓発)

第6条 乙は、災害発生時の活動を円滑に行うため、平常時から乙の会員及び関係機関に対し、この協定の普及及び啓発に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 26 年 3 月 4 日

長野県上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

長野県上田市大手一丁目10番22号

乙 一般社団法人 上田青年会議所

上記代表者 理事長 五十嵐 克也 印